

重大な消防法令違反 の建物を公表します



違反対象物の公表制度

公表制度は、建物を利用する方が自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した建物の重大な消防法令違反を市のホームページ等で公表する制度です。

公表の対象となる建物は？

- ・ 飲食店・物品販売店舗・ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や病院・福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



公表の対象となる違反は？

- ・ 消防法で設置が義務付けられた消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合です。



公表する内容は？

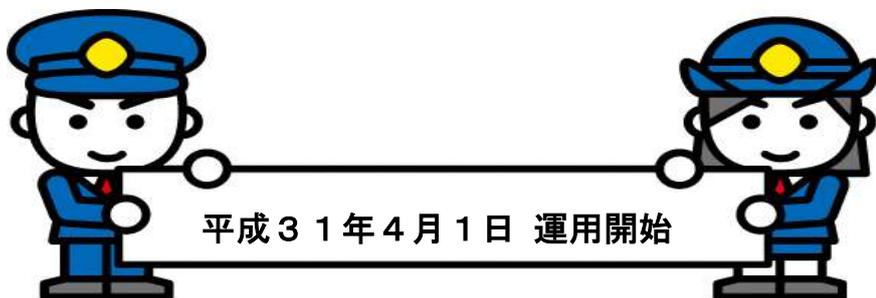
- ・ 建物の名称 ・ 建物の所在地 ・ 違反の内容

公表の時期及び方法は？

- ・ 消防職員の立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知してから14日が経過してもその違反が認められる場合に、鎌ヶ谷市のホームページ、消防署での紙面閲覧により公表します。

建物関係者のみなさまへ

- ・ 次の場合は消防用設備等の設置義務が発生し、重大な消防法令違反となる場合がありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。
 - ◆ 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合。
 - ◆ 飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合。
 - ◆ 窓等の開口部を塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合。



平成31年4月1日 運用開始

お問い合わせ先
鎌ヶ谷市消防本部予防課
047-444-3272